



令和 4 年 8 月 31 日
午前・午後 11 時 39 分 受領

議長	事務局長	係

令和 4 年 8 月 31 日

愛南町議会議長 原田 達也 殿

愛南町議会議員 金繁 典子

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

(答弁一括方式 ・ 答弁分割方式)

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p>1. 福祉タクシー券助成事業等について～歩行に困難や危険をとまなう等の交通弱者に寄り添う公平な制度設計と、取り組み方について</p> <p>愛南町では、満 70 歳以上の高齢者、もしくは満 65 歳以上で 2 級以上の身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、乗り合いバスとコミュニティバスの停留所から 300 メートル以上家が離れている方に、タクシー料金の一部を助成（利用者 1 人につき年間 50 枚、地区により 500 円券～1500 円券）しています。</p> <p>この制度では、バス停から 300 メートル離れていれば満 70 歳以上の方全員にタクシー券が交付される一方で、300 メートル以内に居住していれば、2 級以上の身体障害者手帳等を持っていても交付されないという、身体的状態による交通弱者の観点からは公平性を欠いた制度設計となっていると言わざるをえません。そのためこの福祉タクシーのあり方については町民から多くの批判的ご意見をいただいております、これまで議会でも繰り返し指摘されてきました。令和 3 年 第 2 回定例会（第 1 日 6 月 11 日）において、町長は「300 メートル以内の方についても体の状態や坂道などにより移動が大変だ」という御意見を</p>	町長

頂き、令和2年度においても一律300メートルの距離制限を撤廃する方法や、80歳以上の方のみ制限を撤廃する方法などを検討してまいりましたが、導入には多額の予算が必要になることから変更するには至っておりません」と答弁されており、町民の身体的状態による交通弱者の観点は現在棚上げにされています。

一方で、他の多くの自治体では、住民の身体的状態を含めた交通弱者の観点から制度設計をしています。すなわち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、及び特定疾患医療受給者証の交付を受けた人、また、介護保険法に規定する要介護者及び要支援者(介護予防・生活支援サービス事業対象者を含む)、母子健康手帳の交付を受けている人等、いわゆる交通弱者に、自宅からバス停との距離に関係なくタクシー券を交付しています。

そこで伺います。

(1) 福祉タクシー事業の目的は「公共交通の利用が不便な地域の高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、ゆとりある生活の実現を図り、もって福祉の増進に寄与すること」(福祉タクシー助成条例1条)ですが、なぜ「公共交通の利用が不便な地域の高齢者」に限定しているのですか。

(2) 福祉タクシー券を交付する基準である「バス停留所から300m以上」の根拠は何ですか。

(3) 公平の観点から、歩行に困難や危険を伴うなどの交通弱者の視点を入れて福祉タクシー券事業の制度を見直すべきではないですか。

(4) 公共の交通に関する料金設定の公平性について。障がい者や高齢者のあいなんバスの利用料金(100円)を無料ないし減額するお考えはないですか。

(5) あいなんバスには身体の不自由な方が利用する手押し車などの歩行補助器を置く専用の場所がなく、目の不自由な方のための点字表示もありません。昨年8月の議会で(令和3年第3回臨時会 8月12日)あいなんバス車両の購入に際し、歩行器を置く場所の設置を検討するよう求めましたが、障がい者福祉の担当部署に相談することなく設置しないことに決めたようです。

障がいのある方たちが安心して外出でき、地域社会で自立して生活できるようにするためには、障がいのある方達への支援について、普段から各課連携・協力して取り組むべきではないですか。

2. 一本松支所庁舎の整備について～新築を検討するのであれば、全町的に町民に説明し意見を聞くべきではないか等

町長

7月26日、一本松支所庁舎整備の検討経緯についての住民説明会が町長、副町長ほか関係各課長らの出席のもと一本松支所が担当し一本松山村開発センターで行われました。

一本松保健センターへの一本松支所移設の経緯が一本松支所長により説明された後、町長から支所は「一時的に一本松保健センターに引っ越すが、その後はきちんとした建物を建てるように持っていきたい」との発言があり、「皆さんと相談しながら、必要があれば」と付け加えられました。

そこで伺います。

(1)「皆さんと相談しながら、必要があれば」という場合の「皆さん」とは、どの範囲の町民をお考えですか。また「必要があれば」の「必要性」はどのように判断される予定ですか。

(2)「きちりとした建物を建てるように持っていきたい」に関し、今後どのように進めるお考えですか。執行部内における進め方も含めご説明ください。

(3) 8月24日に行われた全員協議会において、保健センターへの支所移転にかかる概算改修費用が町から示され、総額792万円とのことです。一方で、昨年3月の一本松支所庁舎整備事業検討懇話会の検討結果によると、保健センターへの移設には増築(増築面積196.12㎡)が必要となり、1億1,990万円の概算改修費がかかるとされてきました。

今回、増築が不要となった理由は何ですか。

3. 生活習慣病予防について～町民の健康状態に照らし、より積極的に予防事業に取り組むべきではないか

愛南町では、脳卒中、心臓病、糖尿病等の生活習慣病の発症に関係する血糖値異常や高血圧(県内6位)、メタボリックシンドローム該当者(4位)、脂質異常症(中性脂肪は2位)が県内でも多く、実際、人工透析患者の割合(3位)や脳血管疾患、心疾患の死亡率が県内でも高くなっており(保健事業実施計画中間評価/令和3年3月)、生活習慣病予防の必要性がとくに高くなって

町長

います。

そのため第2次愛南町健康増進計画においても、重点施策1「メタボリックシンドロームを予防できる人が増える」「血圧を適正な値にコントロールできる人が増える」、重点項目2「血糖を適正な値にコントロールできる人が増える」、重点項目5「適正体重を維持する人が増える」とし、糖尿病や高血圧、メタボの予防に重点をおいています。

しかし、愛南町では生活習慣病予防、健康増進の予算はわずかです（R4年度検診以外の事業：食生活改善事業49万円、成人保健相談・指導事業49万円、健康づくり地区組織育成事業40万円、健康づくり地域推進事業1万円、合計約140万円）。

他の多くの自治体ではより積極的に生活習慣病予防に取り組んでいます。たとえば松前町（健康増進係）では、「健康づくりプロジェクト」に予算500万円を充て、健康づくりに町民が努力すればするほどポイントが貯まる「まっさき健康ポイント」事業などを行なっています。これは対象の事業に参加するとポイントが付与され、100ポイント以上集めると商工会加盟の店で使える商品券1000円分と交換（先着500名）できるというインセンティブ事業です。また国民健康保険事業として、3ヶ月間無料でジムに通ってダイエットに励んでもらうインセンティブ事業（予算180万円）も行なっています。

また、歩くことが生活習慣病予防につながるため全国の多くの自治体で「チャレンジウォーキング」などと称して、住民が積極的にウォーキングを行うよう、徒歩数

に応じてポイントを加算して町内の商店で利用できる商品券を付与するなどのインセンティブ事業を行なっています。

そこで伺います。

(1) 生活習慣病予防のための事業をもっと積極的に行うべきではないですか。

(2) 国保においてもインセンティブ事業に積極的に取り組むべきではないですか。